

きずな



《今月の笑顔》

PILATES STUDIO 150

ひらやま みほ
平山美穂さん



八王子税務署 署長・副署長着任インタビュー

7月に着任された澤井署長

本前副署長にお話を伺いました



タックスコーナー

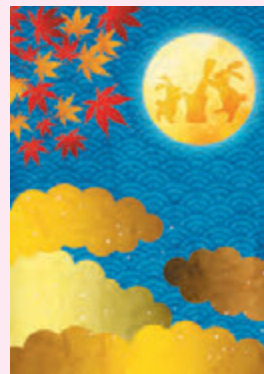
源泉所得税の納付にもおススメ!!

「自動ダイレクト」



税務問答

「財産債務調書制度の改正と過少申告加算税等の特例措置」





八王子税務署長 澤井勝美氏

(さわい かつみ)

▼八王子税務署に着任される以前のお仕事について、お聞かせいただけますか。

令和3年に大阪局の大定税務署長であった以外の直近5年間は国税不服審判所で納税者の権利救済に関する仕事をしていました。審判所では、審判部で審理結果を一度決めますが、その後法規・審査担当(大阪審判所では審理部)が再度法令に適合しているかの審査を行って最終結論を出します。昨年は審理部の部長審判官としてすべての事案を統括していました。

▼これまでのお仕事の中で大切にしてくださいました事、また、今後大切にしていきたいのはどのような事でしょうか。

国税庁開庁時に国税庁のスローガンとして「正直者には尊敬的、悪徳者に畏敬的」という言葉が贈られています。これは今にも通じる言葉と考えており、国税庁の組織理念にも沿うものと思いますので、今後もこの考え方で職務にあたりたいと考えています。

▼ご出身地、子供の頃(学生時代)のエピソードなど、お聞かせいただきたいのですが。

出身は北海道旭川市です。母親がバレーボールをやっていたことが影響していると思いますが、中学生になってバレーボールを始めて、社会人になってから9人制にはなりましたが、28歳位まで現役でプレーしていました。

▼趣味や休日の過ごし方など、お聞かせいただけますか。

休日はアニメや映画を観るか、御朱印を集めるために神社仏閣巡りをしています。

夏場は暑いですが、神社やお寺は樹木に囲まれていることもあって気温が少し低く感じますのでお勧めです。

▼最近何か関心をお持ちの事はございますか。

子供たちのことですね。3人の子供がいるのですが、2番目の子が嫁にいきますが、1番目と3番目は未だに結婚しそうなないので、いつ結婚するのかなと思っています。

▼最後に、法人会員の皆様にメッセージをお願いいたします。

法人会の皆様には、「税の絵葉書コンクール」や「租税教室への講師派遣」など大変お忙しい中、各種事業への真摯な取り組みにより税務行政に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国税庁では税務行政のDXの更なる推進に取り組んでおり、このためには添付資料を含めたe-Tax利用である「ALL e-Tax」での申告やキャッシュレス納付、源泉徴収票などの法定調書をe-Taxを利用した提出などの推進に取り組んでいます。

法人会の皆様には、会員のe-Tax利用率100%を目標に取り組んでいただいております。当署としましても、貴会が掲げる会員利用率100%の目標達成やキャッシュレス納付の推進など、できる限り支援してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

私どもとしては、今後も八王子法人会の皆様と密に連携・協調し、長年にわたり培ってきた貴会との良好な関係を維持・発展させていきたいと考えておりますので、引き続きご理解・ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



■ 八王子税務署法人関係異動情報 (抜粋・敬称略)



法人課税第1部門
統括官
木村圭吾
(きむら けいご)

(前任) 練馬西署 法人1統括官



法人審理 上司
真木大輔
(まき だいすけ)

(前任) 荻窪署 法人特別調査官 上司



源泉審理 上司
佐野友紀子
(さの ゆきこ)

(前任) 玉川署 法人課税第1部門 上司



法人課税第1部門
審理官
松井祐太
(まつい ゆうた)

(前任) 荏原署 法人課税第3部門 調査官



八王子税務署 法人課税担当副署長 本前嘉大氏 (もとまえ よしひろ)

▼今年度より法人課税担当副署長に着任されましたが、これまでのお仕事についてお聞かせいただけますか。

私は、昨年7月に札幌国税局から八王子税務署に異動してまいりました。

昨年は、署の総務課、管理運営部門、徴収部門を所掌する副署長を務めておりましたが、内部事務のセンター化に伴い、税務署の内部事務担当者が国税局の内部事務センターに集約されるなどの機構改革に伴い、本年から法人課税部門も担当することとなり、法人会の皆様と接する機会が益々増えると思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

直近の仕事は、札幌国税局徴収部の課長補佐や同総務部人事課の課長補佐などをしておりました。

それ以前は、札幌国税局及び札幌国税局管内の税務署において主に徴収部の仕事を長く経験しており、国税局で国税徴収官として大口・悪質滞納者に対する搜索・差し押さえを実施して、滞納税金を徴収するなどの仕事をしていました。

少し昔の話として人事課（専門官）時代には、職員採用事務の責任者として、学生や転職希望の社会人に説明会などで国税の魅力を発信する仕事もしていました。

あと、かなり昔（約17年前）の話になりますが、国税調査官として法人調査事務の経験もあります。

▼これまでのお仕事の中で大切にしてくださいましたこと、また、今後大切にしていきたいのはどのような事でしょうか。

「正直者には尊敬的、悪徳者には畏怖的」は、昭和24年国税庁開庁時のハロルド・モス（元GHQ内国歳入課長）の言葉ですが、私なりの解釈は、国税職員は強い権限を持っているからこそ、常日頃から納税者に対して親切・丁寧かつ適正・公平に接する必要がある、適正・公平のために適切な権限を行使すれば、悪質な納税者や滞納者から適正な申告や徴収ができ、正直な納税者からは尊敬されるのではないかと考えています。

つつい調子に乗ってしまう自分への戒めとして、これからも「おごらず、たかぶらず」誰に対しても謙虚に親切・丁寧かつ適正・公平に接していきたいと思っております。

▼ご出身地、子供の頃（学生時代）のエピソードなど、お聞かせいただきたいのですが。

生まれも育ちも北海道札幌市です。

学生時代は、勉強は苦手で、常に外に出て泥や雪まみれになって遊んでいた記憶しかありません。

今でも、趣味は、ゴルフ、スキー、アウトドア（キャンプ・BBQ）ですが、子供の頃に紫外線を浴びすぎたせいか老化の

ためか、最近は日光湿疹に悩まされ外出時は紫外線対策をして趣味を楽しんでいます。

▼趣味や休日の過ごし方など、お聞かせいただけますか。

今は、単身赴任ですので、休日は、まず家事！

あとは、月1回のゴルフ（12～2月にプレーできることに感激しました）と、スタジアムや劇場でのスポーツ観戦、お笑い等の観劇、関東地方の名所巡りなどで単身赴任を満喫し心身ともにリフレッシュしています。

▼最近何か関心をお持ちの事はございますか。

フランス開催のオリンピックと北海道日本ハムファイターズの躍進です。

ニッポン頑張れ！（オリンピックは記事掲載時には終わります？（笑））

突然ですが、五輪の輪の真ん中の色は何色？



▼最後に法人会員の皆様にメッセージをお願いします。

八王子法人会の皆様は、租税教育や税の啓発、社会貢献などの幅広い活動に非常に熱心に取り組まれており、税務行政に多大なご支援とご理解をいただいていることに、深く敬意と感謝を申し上げます。

税務署では、データやデジタル技術を活用したビジネスモデルの見直し（税務行政のDX）を更に進めることとなりますが、そのためには、申告書やそれに付随する関係帳票、法定調書などをe-Taxで提出していただくなど、皆様の協力が不可欠となりますので、是非、ご協力いただくとともに、e-Taxなどの改善点やお気付きの事項がありましたらご意見をいただければと思います。

また、インボイス制度や定額減税事務の円滑な実施など、今年度の各種課題に取り組んでまいります。引き続きのご理解とご支援を賜りたく、よろしくお願いいたします。

最後に先ほどの答えです。五輪の輪の真ん中の色は「黒」です。

夏の会員交流事業「社員・家族の集い」を開催



▲皆様のご協力のもと、楽しい交流事業となりました

元八地区では、夏の会員交流事業、「社員・家族の集い」を開催しました。今年度は、学校が夏休みに入り最初の日曜日に開催されたこともあり、昨年を上回る84名にご参加いただきました。3世代での参加も多く、年に一度、会員企業の家族同士で交流するにぎやかな機会となりました。村田地区会長の挨拶に続き、細川相談役から講師の、高尾警察署 阿部一益氏をご紹介があり、「特殊詐欺の防止」についての講話がありました。昼食は、朝から多くの方にご協力いただき準備を進めた“バーベキュー大会”で大いに盛り上がりました。午後は親子で“税金クイズ”に挑戦。蛍光マーカーや高尾警察署から頂いたノベルティなど、景品をたくさん用意し、子供たちに楽しく過ごしてもらえるよう工夫をしました。最後に、小塚支部長より、元八地区の益々の繁栄を祈願する挨拶をもって閉じられました。

地区会員向けに「健康セミナー」を開催

北八王子地区では、(株)共立メディカル（JR八王子駅南口の鍼灸整骨院）の岩本大生氏を講師にお招きし、座ることによる全身への影響についてお話しをいただきました。長時間座ることによる様々な健康リスクや、体のゆがみが生じる生活習慣について、やってはいけない、座り方、寝方、荷物の持ち方、噛み方など、わかりやすくご説明いただきました。また、椅子に座ってその場で簡単に出来るストレッチを教えていただきました。セミナー終了後は、会員交流会を開催いたしました。



▲参加者全員でストレッチしながら行いました

高尾山からの夜景を見ながら 3地区合同「社員家族交流会」を開催



▼高尾山からの夜景も綺麗に観ることが出来ました

西八地区・高尾地区・南地区では、新しい取組として、「地区の枠を超えた新しい交流を広める」ことを目的とした地区合同交流事業『社員家族交流会』を開催しました。今回会場となったのは、キレイな夜景と美味しい料理が好評の“高尾山ビアマウント”でした。因みにこの高尾山ビアマウントを運営しているのは、西八地区の会員企業です。当日は天気にも恵まれ八王子市内はもとより、都心の夜景も楽しむことが出来ました。

初めて顔を合わせるという方も多数いましたが、そこは八王子で生活をしている会員同士、話を進めていくうちに共通点も見つかりすぐに交流の輪が広がっていきました。また、この会場は、料理だけでなく飲物も充実しており、制限時間の2時間はあっという間でした。有意義な時間を過ごすことが出来、参加いただいた皆様には満足いただけた事業となりました。

“労務管理の肝と雇用助成金、ハラスメント対策” セミナーを開催

源泉部会では、8月21日に、経営労務研究所所長で特定社会保険労務士の元木研二氏を講師にお招きし、労務管理や雇用助成金、ハラスメント対策についてのセミナーを開催いたしました。

労務管理の基礎から、人件費負担を減らすテクニックまでご説明いただき、自社の労務管理がきちんと出来ているか再確認する貴重な機会となりました。

また、パワハラ、セクハラについて、映像を流しながら解説していただき、上司から部下だけではなく、部下から上司に対して行われる場合にもハラスメントに該当すること、ハラスメントを黙認せずにフォローしたり、相談窓口を活用するなど、何らかのアクションを起こさなければならないことを教えていただきました。



▲実務に直結する貴重な内容でした

【いちよう塾公開講座】「不動産と税金」をテーマに一般市民向けの講座を提供

社会貢献委員会では、八王子税務署、東京税理士会八王子支部の協力のもと、八王子市学園都市大学（いちよう塾）が一般市民向けに実施する「いちよう塾公開講座」へ今年度2回目の講座を提供しました。「不動産と税金」をテーマとした今回の講座には、王匡税理士会八王子支部所属税理士の、中村真一郎氏を講師に、一般市民41名の参加がありました。不動産の取得から、売却、不動産の相続に関してまで、事例を交えながら丁寧な説明がありました。多くの市民に関係するテーマでもあり、関心の高さがうかがえました。今後も、より多くの方に参加いただける内容を企画していきます。



▲税理士：中村真一郎氏



▲大勢の一般市民が集まりました

社会貢献事業の一環として「サッカースクール」を開催



▲子供たちは笑顔で楽しく参加していました

青年部会では、社会貢献事業の一環として、社会貢献委員会の企画による「サッカースクール」を、『本気でJリーグを目指している』FC No s s A 八王子の全面協力のもと、開催しました。

この事業は、サッカーチームで頑張っている小学生を対象に、サッカーに対するスキルアップ、そして、サッカー愛を高めることを目的に企画された事業です。当日は小学生21名の参加（申込は31名）に対し、選手6名とコーチによる指導でした。まずは、ボールを使わず、頭を使う（大人でも）かなり難しい練習からスタートしました。瞬時に判断し、行動出来るようにするための練習だそうです。現役選手に直接教えていただき、子供たちも笑顔でした。


最後は選手と一緒にミニゲームもおこない、選手の細やかな技術を間近で見ることが出来、よい刺激になったのではないのでしょうか。熱中症に気をつけながら、小まめな水分補給を怠らないスクール運営は素晴らしさを感じました。サッカースクール終了後、総務広報委員会のメンバーでもある株式会社ゆたか様から協賛品が配られ、保護者も含む参加者全員で美味しく頂きました。


暑い日でしたが、体調を崩す子もケガも無く、無事に事業は終了しました。


財産債務調書制度の改正と過少申告加算税等の特例措置


～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～


税理士 互井敏勝


 **リサ** 令和5年分以後の財産債務調書制度について改正がありましたね。

 **サキ先生** 財産債務調書の提出義務者や提出期限などについて見直しが行われました。


 **リサ** 具体的にはどのような見直しですか？


 **サキ先生** 改正前の財産債務調書の提出義務者は、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2000万円を超え、かつ、その年の12月31日においてその価額の合計額が3億円以上の財産またはその価額の合計額が1億円以上の有価証券等を有する場合とされていましたが、これに加えて、その年の12月31日において、その合計額が10億円以上の財産を有する方が新たな提出義務者となりました。また、提出期限がその年の翌年の3月15日からその年の翌年の6月30日とされるとともに、財産債務調書への記載を省略することができる家庭用財産の取得価額の基準を100万円未満から300万円未満に引き上げるなど記載を簡略化できる範囲が拡充されました。


 **リサ** なぜ、このような見直しがされたのですか？


 **サキ先生** 改正前の制度では、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2000万円以下の方は、仮に高額な資産を保有していたとしても、提出義務がないため、納税者の財産状況等を十分に把握することができていない面があったためです。今回の改正では、提出義務者の事務負担の軽減の観点から、提出期限が後倒しされるとともに、記載事項の運用上の簡略


化が行われた上で、提出義務者の範囲の見直しが行われました。

 **リサ** 財産債務調書の提出に関して、過少申告加算税等の特例措置があると聞きましたが、どのようなものですか？

 **サキ先生** 財産債務調書を提出期限内に提出した場合に、財産債務調書に記載がある財産または債務に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときは、その財産または債務に係る過少申告加算税等が5%軽減されます。また、提出期限内に提出がない場合または提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべき財産または債務の記載がない場合に、その財産または債務に関して所得税の申告漏れが生じたときは、その財産または債務に係る過少申告加算税等が5%加重されます（相続財産債務を有する方の責めに帰すべき事由がなく提出等がない場合には、加重対象となりません）。

 **リサ** 今回の改正で提出期限後に財産債務調書が提出された場合の有怨（ゆうじょ）措置も見直されたと聞きましたが、どのようなものですか？

 **サキ先生** 提出期限後に財産債務調書が提出された場合において、その提出が、その財産債務に係る所得税又は財産に対する相続税についての調査があったことにより更正または決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その財産債務調書は提出期限内に提出されたものとみなす措置について、その提出が調査通知前にされたものである場合に限り、適用することとされました。

 **リサ** まずは、財産債務調書の提出漏れがないようにすることが大切ですね。

■筆者紹介

互井敏勝（たがい・としかつ）

1968年生まれ。東京国税不服審判所審判部、同所管理課、国税庁長官官房会計課、東京国税局総務部税務相談室などを経て、東京都中央区で税理士登録。近著『令和6年版 税制改正経過一覧ハンドブック』、『経営に活かす税務の数的基準』（共著、大蔵財務協会）、『改訂版所得税重要事例集』（共著、税務研究会）など。



源泉所得税の納付にも、
おススメ!!

自動ダイレクト

自動ダイレクトとは

e-Taxで申告等データを送信する際に、必要事項にチェックするだけで、各申告手続の法定納期限当日※に自動的に口座引落しにより納付ができる、便利なダイレクト納付の方法です。

※ 法定納期限当日に申告手続をした場合は、翌取引日

利用可能な方

ダイレクト納付利用届出書を提出し、登録が完了している方

利用条件

次の全ての条件に該当する場合に利用できます。

- 令和6年4月1日以降、法定納期限が到来する申告手続
- 法定納期限内に申告手続をする場合

利用可能額

法定納期限当日に申告手続をする場合、原則として、納税額が下表の額を超えると自動ダイレクトを利用できませんのでご注意ください。

法定納期限当日に申告手続をする日	納税額
令和6年4月1日～令和8年3月31日	1,000万円以下
令和8年4月1日～令和10年3月31日	3,000万円以下
令和10年4月1日以降	1億円以下

- ※1 金融機関毎のダイレクト納付利用可能額は国税庁ホームページをご覧ください。[👉](#)
 2 ご利用の金融機関のダイレクト納付利用可能額が上表よりも低い額となる場合は、その額となります。



操作方法

e-Taxで申告等データを送信する画面で、「自動ダイレクト」の項目が表示されますので、チェックボックスにチェックを付けることで、自動ダイレクトの利用が可能となります。

※ チェックを付けると、自動ダイレクトが利用可能か、e-Taxで判定します。

受付システムへの送信
以下の手続きを受付システムへ送信します。

自動ダイレクト
本申告は自動ダイレクトの対象です。自動ダイレクトとは？

1 私（当社）は、申告した納税額について、自動ダイレクトを利用し、下記の口座からの引落しにより納付します

利用者識別番号	1234123412341234
引落日	令和6年5月10日
納付金額	1,000円
引落口座	国税銀行 普通預金 1234567890123

フォルダ選択 | 受信通知の納付先フォルダ | フォルダ選択
未選択(共通フォルダ) | [フォルダ選択]

[戻る] [保存] [添付書類] 2 [送信]

①チェックボックスにチェック！

②送信をクリック！

4 送信まで終わったら

自動ダイレクトの実行確認

「申告された納付額について、自動ダイレクトによる引落しを行う」にチェックがあるため、法定納期限当日（法定納期限当日に申告された場合は、法定納期限の翌営業日）に自動的に口座引落しが行われます。よろしいですか？

※ 口座引落しの前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。（口座引落しができなかった場合、延滞税等がかかる可能性があります）

※ 振替納税を利用されている方へ
自動ダイレクトにより納付された場合、振替日に口座引落しは行いません。

3 [はい] [いいえ]

③確認してクリック！

※ 各画面は、会計ソフトで異なります。

● 納付区分番号通知を確認
自動ダイレクトが利用できる場合、e-Taxに通知される「納付区分番号通知」に「指定した期日に登録口座から引き落としを行います。」と表示されます。

● 納付日に自動引落し
法定納期限当日（又は翌取引日※）に、自動で口座から引き落とされます（操作は不要）。
※法定納期限当日に申告した場合

● 納付完了通知
納付が完了したら、e-Taxに「ダイレクト納付完了通知」が通知されます。



多摩地域を中心に4店舗目となる Audi販売店が2023年10月オープン

Audi以外の自動車販売や、中古車、カーシェアリング、板金、自動車業界の有料職業紹介など多様な展開をする、株式会社ビジョナリング。

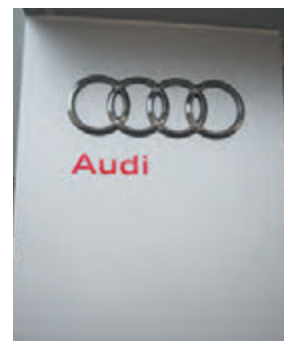
Audi立川、西東京、日野バイパス店の合計4店舗を展開しています。2023年10月新規オープンした八王子店では、蓄電池型超急速充電器を2台備え、Audiオーナー以外（VW、ポルシェ等のVWグループのEVのみ使用可能）の方にも24時間開放しています。「Audiでは、EV車に力を入れています。八王子店では、EV車の魅力を最大限に発揮し、利便性を感じて頂ける様、蓄電池型の超急速充電器（PowerX社製）を日本初で設置しました。従来のもの比べて約1.5倍から2倍の速さで充電が可能です。お客様のライフスタイルを伺って、ガソリン車、ディーゼル車も含めよりお客様に合ったお車のご提案が出来ます。」（木村店長）

経営理念である “車を通じて一生のお付き合い”を 実現するべく日々邁進しております

「ディーラー業界で我々は比較的新しい会社になります。様々なイベントや、催し物に積極的に参加し、地域に根差していけるよう展開しています。」（木村店長）「困っている方がいらっしゃると全力で力になってあげてください、と社員に伝えています。“車を通じて一生のお付き合い”をスローガンに、お客との信頼関係を築いて行けるよう、更なるサービスの向上に努めていきます。」（木村店長）



2023年10月オープンの店内は清潔感で溢れます



店内には常時最新の車種が展示されています



日本屈指の蓄電池型超急速EV充電器と、屋外には認定中古車も展示中



皆さまのお越しをお待ちしています



グッズやパーツも展示しています

〒192-0355
八王子市堀之内3-1-39
電話：042-653-9039
FAX：042-653-9040
<https://www.visionagroup.jp/>

営業時間：10：15～18：45
定休日：火曜日



法人会ではこのページに登場いただける会員企業を募集しています。業種は問いません。あなたの会社の前向きな取り組みや新しいチャレンジなどをぜひ、紹介させてください。詳しくは、法人会ホームページ (<https://www.hojinkai.or.jp>) をご覧ください。



▼今月の笑顔は、「PILATES STUDIO 150」を訪問し、代表の平山美穂さんにお話を伺いました。2024年2月大和田町に個別指導型のピラティススタジオとしてオープン。

▼代表の平山さんは、「心が元気になる」エクササイズとして、以前からピラティスに注目していました。「姿勢が良くなり、ウエストラインが綺麗になります。ヘルシーで筋肉が付く体型になれます。猫背の矯正や、産後ダイエットなどにも有効です」自身のダイエットも兼ねてピラティスに取り組み、7キロの減量に成功。ピラティスインストラクターの資格を取得後、お店をオープンしました。「八王子市内にまだまだピラティスのお店が少ないこともあり、大和田町で出店することにしました」

▼初心者でも気軽に取り組めるピラティスは、幅広い年齢性別の方にお勧めだそうです。「女性に人気ですが、中高年の方、男性の方にもお勧めです。最近男性のお客様もいらっしゃるようになりました。当店は、完全予約制の2人までのセミレッスン、及びプライベートレッスンとなっています。他のお客様と時間帯が重なることはありませんので、安心して受講できます。」

▼「ハードに動きたい方、ゆったりとした動きが良い方、それぞれのお客様のニーズに沿った形で行えます」60分制で、3回、5回、8回、10回のチケット制になっています。「会話をしながら、楽しく取り組んで頂けるよう心がけています。体験レッスンは、女性5,000円、男性6,000円となっています」



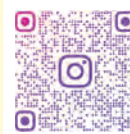
代表
ひらやま みほ
平山美穂さん

▼「10回で違いを感じ、20回で見た目が変わり、30回で体の全てが変わると言われています。週に一回、3ヶ月続けて頂けると、体に負担をかけずに続けて頂けると思います」

▼「お話をしながら、楽しく体を動かし、より健康的になっていただければと思います。室内はピンクですが、年齢、性別に関係なくエクササイズ出来ますので、是非、体験レッスンにお越しください」

〒192-0045 営業時間
八王子市大和田町 10:00~
3-21-22 完全予約制

電話：090-5346-4097



インストラクター
instagram



スタジオ
instagram

電子申告で
効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する
申告や納税、申請・届出
などの手続きが
インターネットで行えます。



納税にはダイレクト納付が
便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略^(注)

還付がスピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。



法人会

イータックス 検索

発行者	公益社団法人 八王子法人会	会長	清宮 仁	発行日	令和6年9月5日
編集者	公益社団法人 八王子法人会	広報委員長	小林 一仁	印刷	スズキ美術印刷(株)
発行所	公益社団法人 八王子法人会				東京都八王子市南町9-8
第49巻	第6号通	巻526号	電話(042)625-4875(代)	FAX(042)625-0566	電話(042)626-2600(代)

オオセンナリ

写真・資料提供

菱山忠三郎氏

ペルー原産で、はじめ、北アメリカ、アフリカ、オーストラリア、アジアなど、世界各地で、観賞用に栽培されていた一年生草本である。畑のわきなどに雑草となっていたこともある。

茎ははつきりした枝をもち、よく枝分かれして高さ1メートルぐらいになる。葉は先のとがった卵形で、縁には不規則な鋸歯があり、柄が違って互生する。

夏から秋にかけて、淡紫色で直径3センチほどの花を付ける。花は直径4センチになるものもあり、おどろくこともある。たくさん咲くと、なかなか見事なものである。

花冠は鐘状で先は開き、中心部は白色、縁は淡青色、午後開いて、翌日散る。かくは花のしぼんだあとに大きくふくらんで、ふくら状となって果実を包む。

学名のニカンドラ・フィサロイデスのニカンドラは人名。フィサロイデスはホオズキに似たという意味。英名ではアップル(リンゴ)・オブ・ペルーなどもよばれる。

観賞用としては江戸時代末から栽培していたようだが、野生化したものは1964年の北九州のものが最初のようなだ。



身近な自然環境を大切に



法人会

